

## 予約について

【事務受付時間9:00～21:00 休館日12/29～1/3】

空き状況の確認

お気軽にお問い合わせください。TEL073-422-4108  
予約の申し込み受付は4ヶ月前からです。  
ただし、大会・イベント等の開催のため、予約をお受けできない場合がございますので事前にご確認をお願いいたします。

各申込書の提出

各申込書用紙はホームページ「予約について」からPDFをダウンロードください。  
受付は事務所窓口か申込書を郵送または、FAXでお送りください。

利用承認書の発行

「利用申込書」の受付後に審査のうえ発行されます。  
ご利用の際は利用承認書をご持参ください。

施設利用

利用当日に施設利用料を現金でお支払いください。  
施設設備・器具の準備・原状回復は職員の指示に従ってください。  
施設設備・器具は大切に取り扱いください。  
利用後は床清掃(モップかけ)を行ってください。

利用の中止(キャンセル)

利用の中止には「利用承認取消願」の提出が必要です。  
利用日の2日前以後に利用承認取消願の提出があった場合には、附属設備を除く施設利用料金をいただきます。

## 交通アクセス

徒歩で  
お越しの方

JR和歌山駅から 900m  
南海和歌山市駅から 2.1km  
最寄りバス停「吉田」 東側200m・西側130m



和歌山バスを利用  
してお越しの方

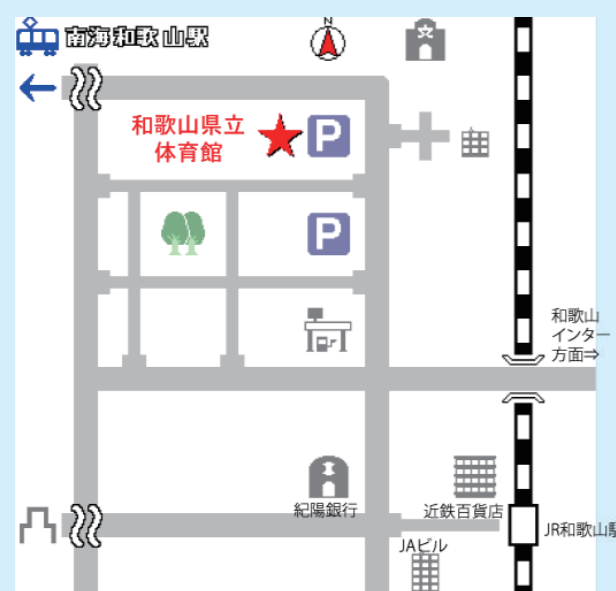
JR和歌山駅から94・171系統 所要時間6分  
南海和歌山市駅から71・94・96系統 所要時間7分  
\*路線バスのご利用には、運行会社の運行状況(お帰りの時間・路線等)を予め  
ご確認くださいませよう願いたします。

JR紀和線を利用  
してお越しの方

南海和歌山市駅からJR和歌山駅 所要時間7分

高速道路を利用  
してお越しの方

阪和自動車道「和歌山インター」出口から約15分



## 駐車場 約140台(無料)

障害者用駐車区画2台・ゆずりあい駐車区画2台

駐車台数には限りがあります。  
お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。  
周辺の道路や商業施設等への違法・迷惑駐車はお止めください。

お問い合わせ先 **和歌山県立体育館**

〒640-8392 和歌山県和歌山市中之島2238

TEL.073-422-4108

FAX.073-422-4109

<http://www.wakayamasposhin.or.jp/taiikukan/>

# Sports Base

WAKAYAMA PREFECTURAL GYMNASIUM

# 和歌山県立体育館

検索



@wakayama\_kentai



指定管理者  公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

Facebookもチェック  
@wakayamasposhin





昭和39(1964)年4月1日の開館以来、長年にわたり和歌山県のスポーツ活動の拠点として親しまれています。

# Sports Base 和歌山県立体育館

体育場(本館) [43.16×38.95m]



ハンドボール	1面
バスケットボール	2面
テニス	2面
バレーボール	3面
バドミントン	10面
卓球	27台

[本館] 体操・新体操・柔道・剣道・ボクシング・展示会・講習会・試験会場などに利用可

補助体育場 [22×15m]



バドミントン	2面
卓球	6台

[補助館] ウェイトリフティング・ボクシング・展示会・講習会・試験会場などに利用可能

会議室



小会議室



大会議室



オストメイト  
対応トイレ

施設概要

- 競技場: [体育場] 43.16m×38.95m 1,681.08m<sup>2</sup> [補助体育場] 22m×15m 330.00m<sup>2</sup>
- 収容人員: [体育場] 最大約5,500人(1F・3,000人/2F・2,500人) [補助体育場] 約300人 ○敷地面積: 8,925.61m<sup>2</sup>
- 建築面積: [体育場] 3,301.64m<sup>2</sup> [補助体育場] 412.50m<sup>2</sup> ○延床面積: [体育場] 5,239.83m<sup>2</sup> [補助体育場] 495.00m<sup>2</sup>
- 建築階数: [体育場] 地上2階/一部地下1階 [補助体育場] 一部2階
- 駐車台数: 乗用車(約120台)/障害者用駐車区画2台・ゆずりあい駐車区画2台/駐輪100台
- 和歌山市避難場所となっています。

## 和歌山県立体育館利用料金表

[単位:円]

種別		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~17:00	13:00~21:00	9:00~21:00	超過1時間につき(8~22)		
体育場(本館)	アマチユアスツに 入場料無料	時間帯料金	8,250	10,980	12,990	19,230	23,980	25,780	2,750	
		時間単位料金	9:00~17:00 2,745/1時間			17:00~21:00 3,247/1時間				
	外のアマチユアスツに 入場料無料	見本市、展示会その他営業又は営業の宣伝を目的とする催物	入場料無料	43,290	57,710	68,180	101,000	125,890	169,180	10,890
			入場料有料	206,320	27,480	32,470	48,100	59,950	80,560	8,250
補助体育場	アマチユアスツに 入場料無料	アマチユアスツ以外の催物に利用する場合	時間帯料金	1,650	2,200	2,640	3,850	4,840	6,490	510
			時間単位料金	9:00~17:00 550/1時間			17:00~21:00 660/1時間			
	会議室	1,430	1,430	1,430	2,860	2,860	4,400	400		
	※空調利用の場合	1,716	1,716	1,716	3,432	3,432	5,280	480		

備考

- 1 体育館を利用する場合において、アマチユアスツの練習のため、その一部を利用するときは、その利用床面積に、この表に定める利用料金の額の2分の1又は3分の1の額とする。
- 2 入場料有料の場合とは、入場料、会費(これに類するものを含む、以下同じ。)を徴収し、及び商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合をいうものとする。
- 3 体育館をアマチユアスツ以外の催物に利用する場合であって、入場料有料の場合においては、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利用料金の額に加算する。
  - (1) 入場料を徴収する場合(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)がこの表に定める利用料金の額に100分の100を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えるときは、その超えた額
  - (2) 会員制度により当該会員のみを入場者とし、会費を徴収する場合(消費税及び地方消費税の額を除く。2以上の区分がある場合には、その平均額)に10を乗じて得た額
  - (3) 商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合1人が入場できる商品売上価額(消費税及び地方消費税の額を除く。)に10を乗じて得た額
- 4 体育館及び補助体育館を事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。)の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 5 体育館を利用する場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準照度以上に天井照明を利用するときは、この表に定める利用料金の額に1時間当たり2,360円(天井照明の3分の2を利用するときには1,570円、天井照明の3分の1を利用するときには790円)を加算する。

- (1) アマチユアスツの県大会を超える規模の競技大会に利用する場合 1,500ルクス
- (2) アマチユアスツの県大会以下の規模の競技大会に利用する場合 500ルクス
- (3) (1)及び(2)の場合以外の場合 200ルクス
- 6 体育館及び補助体育館をアマチユアスツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 7 小学校の児童、中学校、高等学校、中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合における利用料金の額は、この表により算定した利用料金の額の2分の1の額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。
- 8 体育館、補助体育館、会議室を利用する場合において、超過1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 9 午後10時から翌日の午前8時までの間に利用する場合の超過1時間当たりの利用料金の額は、この表に定める超過1時間当たりの利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 10 冷暖房装置を利用する場合における会議室の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 11 体育館、補助体育館の時間単位利用においては、次に定めるところによる。
  - (1) 利用日程調整会議で決定した事業には適用しない。
  - (2) 体育館の「アマチユアスツに利用する場合の入場料無料の場合」及び補助体育館の「アマチユアスツに利用する場合」に限り、適用することができる。
  - (3) 時間区分料金で利用できるものには適用しない。
  - (4) 時間単位利用の利用単位は時とすることとし、時間の超過については、8.9項のとおりとする。
- 12 会議室の冷暖房利用については、この表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。

附属設備 [単位:円]

種別	単位	利用料
ステージ	1基1回	3,410
補助椅子	1脚1回	20
音響設備	アンプ	1基1回 1,430
	マイク	1本1回 340

冷暖房設備 [単位:円]

種別	単位	利用料
体育館	1時間あたり	5,090
補助体育館	1時間あたり	1,020

その他の設備 [単位:円]

種別	単位	利用料
床パネル	1枚1回	60
シャワー室	1人1回	60
扇風機	1台1回	360
フットライト	1式1回	720
ポーターライト	1列1回	2,420
CDプレーヤー	1台1回	720
テープレコーダー	1台1回	720
電光掲示板	1基1回	2,100
電光秒タイマー	1コート1回	1,570
電源	1kwh	20